

防地労第17342号
27.10.30
一部改正 防地労第8188号
31.4.24
一部改正 防地労第408号
令和3年1月15日

東北防衛局総務部長
北関東防衛局総務部長
南関東防衛局労務管理官
近畿中部防衛局総務部長 殿
中国四国防衛局総務部長
九州防衛局総務部長
沖縄防衛局労務管理官

地方協力局労務管理課長
(公印省略)

駐留軍等労働者に対する返納金債権の回収のための措置について
(通知)

標記について、従前から運用されている事務に関する考え方を下記のとおり通知するとともに、当該手続等について、駐留軍等労働者の給与及び旅費に関する事務の取扱いについて（防地協第20726号。令和2年12月28日）5の規定に基づき、別紙のとおり定めたので、併せて管下の職員に周知せられ、もって返納金債権に係る事務の円滑な遂行に努められたい。

記

- 1 駐留軍等労働者に対する返納金債権の回収は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条及び国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）の趣旨を踏まえ、労働者の権利保護並びに債権の適切な管理及び円滑な回収に留意するものとする。
- 2 駐留軍等労働者に支払う給与から返納金債権を複数月にわたって控除する手続については、上記1を踏まえ、駐留軍等労働者の同意を得た上で用いることができる。

添付書類：別紙

駐留軍等労働者に対する返納金債権の回収のための措置

1 駐留軍等労働者の給与に関する返納金債権の回収方法

- (1) 返納金債権（国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）による納入告知の手続に入る前のものをいう。以下同じ。）の回収については、地方防衛局又は地方防衛事務所（以下「防衛局等」という。）は債権者としての意思決定及び確認並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の各支部（以下「機構支部」という。）への情報提供を、機構支部は駐留軍等労働者との調整及び防衛局等への情報提供を行うものとする。
- (2) 翌月の給与にて控除する調整が見つからない返納金債権については、以下の点に留意しつつ、翌々月以降の給与から駐留軍等労働者の同意を得て速やかに控除するものとする。なお、防衛局等は必要に応じて機構支部と連携して駐留軍等労働者との調整を行い、円滑な返納金債権の回収に努めるものとする。
 - ア 返納金債権の給与からの控除は、同一の会計年度内のものに限る。
 - イ 控除する予算項目は、当該返納金債権と同一の予算項目に限る。
 - ウ 分割して控除する場合は、駐留軍等労働者の意向を踏まえ、分割の回数及び控除する金額をあらかじめ防衛局等で決定する。

2 返納金債権回収のための情報共有

返納金債権の発生抑止と円滑な回収を図るため、防衛局等は、機構支部に対して、次の各号に掲げる返納金債権の対応状況について、当該各号に定める様式により情報提供を求めるとともに、防衛局等における返納金債権の対応状況について機構支部に情報提供し、相互に連携して情報の共有を図るものとする。

- (1) 給与からの控除の調整を終えた返納金債権 付紙様式1
- (2) 給与からの控除の調整を終えていない返納金債権 付紙様式2

3 その他

防衛局等は、本通知及びその他駐留軍等労働者の給与に関する返納金債権の回収について疑義がある場合は、地方協力局労務管理課に協議することができるものとする。

以上

